

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和3年度第2回）について

令和3年8月20日
内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、別紙2、別紙3のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

(1) 新規…50件（申請団体数：50市町村）

(2) 変更…28件（申請団体数：31市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間 等

今回の認定により、令和3年8月20日現在で効力のある認定計画数は1,314計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記2.の認定団体数とは一致しません。）。

なお、静岡県熱海市においては、令和3年7月1日からの大雨による被災を受け、緊急等を勘案し、通常地域再生計画認定申請期間終了後に申請を受け付け、認定を行いました（自然災害からの復旧・復興事業に係る特例）。

2. 認定団体数

今回、新規計画の認定を受けた団体は50市町村です。

今回の認定により、令和3年8月20日現在で効力のある認定計画を有する団体（寄附受入れが可能な団体）は1,231団体（46道府県、1,185市町村）となります。

区分	令和3年8月20日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合(①)(※)		(参考) 令和3年7月9日現在 (令和3年度第1回認定後) で効力のある認定計画を 有する団体数(②)	(参考) 増加(①-②)
	数	割合	数	数
道府県	46	100%	46	—
市町村	1,185	70.0%	1,148	37
計	1,231	70.7%	1,194	37

※制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和3年度第3回認定申請受付は、9月6日（月）から9月10日（金）まで。

● 添付資料

- ・ 別紙1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》 内閣府地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1421

(別紙1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和3年8月20日現在 で効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	115	116	64.2%
青森県	1	37	38	92.5%
岩手県	1	25	26	75.8%
宮城県	1	22	23	62.9%
秋田県	1	14	15	56.0%
山形県	1	22	23	62.9%
福島県	1	30	31	50.8%
茨城県	1	28	29	63.6%
栃木県	1	22	23	88.0%
群馬県	1	23	24	65.7%
埼玉県	1	31	32	52.5%
千葉県	1	35	36	68.6%
東京都		3	3	10.3%
神奈川県	1	15	16	57.7%
新潟県	1	27	28	90.0%
富山県	1	12	13	80.0%
石川県	1	19	20	100.0%
福井県	1	13	14	76.5%
山梨県	1	27	28	100.0%
長野県	1	41	42	53.2%
岐阜県	1	31	32	73.8%
静岡県	1	31	32	88.6%
愛知県	1	37	38	68.5%
三重県	1	20	21	69.0%

	令和3年8月20日現在 で効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
滋賀県	1	14	15	73.7%
京都府	1	21	22	80.8%
大阪府	1	24	25	55.8%
兵庫県	1	29	30	70.7%
奈良県	1	38	39	97.4%
和歌山県	1	27	28	90.0%
鳥取県	1	12	13	63.2%
島根県	1	11	12	57.9%
岡山県	1	24	25	88.9%
広島県	1	16	17	69.6%
山口県	1	17	18	89.5%
徳島県	1	16	17	66.7%
香川県	1	15	16	88.2%
愛媛県	1	15	16	75.0%
高知県	1	24	25	70.6%
福岡県	1	33	34	55.0%
佐賀県	1	20	21	100.0%
長崎県	1	20	21	95.2%
熊本県	1	35	36	77.8%
大分県	1	17	18	94.4%
宮崎県	1	25	26	96.2%
鹿児島県	1	33	34	76.7%
沖縄県	1	19	20	46.3%
合計	46	1,185	1,231	70.0%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和3年度第2回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	網走市、富良野市、奥尻町、喜茂別町、奈井江町、利尻富士町
岩手県	西和賀町
秋田県	秋田市、鹿角市
山形県	東根市、尾花沢市
福島県	川俣町
群馬県	伊勢崎市、みなかみ町
埼玉県	春日部市、日高市
千葉県	白井市、東庄町
神奈川県	伊勢原市、葉山町
新潟県	津南町
福井県	敦賀市
長野県	辰野町、天龍村、白馬村
岐阜県	下呂市
静岡県	熱海市、三島市、西伊豆町、長泉町
愛知県	津島市
三重県	桑名市
大阪府	熊取町
奈良県	吉野町
和歌山県	白浜町、串本町
鳥取県	日吉津村
岡山県	高梁市
広島県	熊野町
徳島県	松茂町
愛媛県	久万高原町

	地方公共団体名
福岡県	直方市、桂川町
佐賀県	江北町
長崎県	南島原市
熊本県	菊陽町、甲佐町
宮崎県	高原町
鹿児島県	宇検村
沖縄県	国頭村

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和3年度第2回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	富良野市
青森県	七戸町
岩手県	西和賀町
秋田県	鹿角市、藤里町
山形県	飯豊町
埼玉県	日高市
千葉県	鴨川市
神奈川県	横須賀市、平塚市
石川県	かほく市
長野県	小諸市
静岡県	三島市
愛知県	碧南市
三重県	大台町
兵庫県	神戸市、南あわじ市
奈良県	吉野町
和歌山県	串本町
鳥取県	日吉津村
広島県	熊野町
徳島県	神山町
福岡県	宗像市
佐賀県	江北町
宮崎県	日之影町

●個別計画（特定の事業を記載した計画）の認定団体

地方公共団体名	地域再生計画名
千葉県栄町	外国人にも愛される観光立町「栄町」づくりプロジェクト
岐阜県飛騨市	地域の”宝物”を活用したみんなの観光・まちづくり推進事業
愛媛県西条市 愛媛県久万高原町 高知県大川村 高知県いの町	四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業

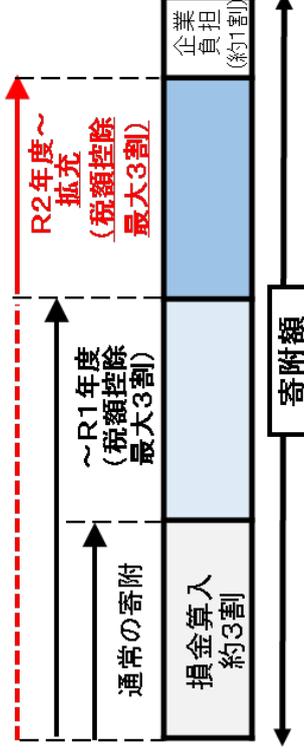
(参考) 企業版ふるさと納税の概要

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

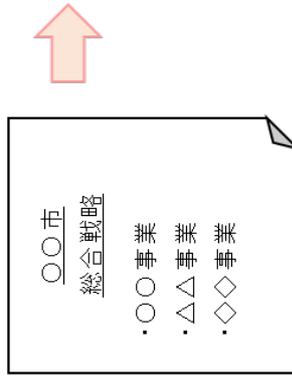


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

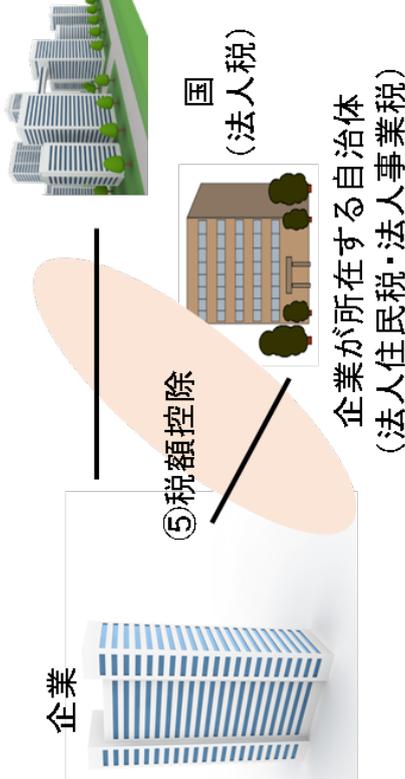
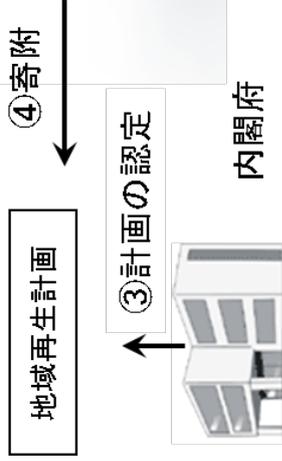
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



- ②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

- 地方公共団体は、まず「地域再生計画」の認定を受けることが必要

認定を受けることにより、地方公共団体は企業から「寄附」の受入れが可能。

⇒ 具体的にどのような事業について寄附を求めるかは、認定後、企業と接触し、その意向を確認しながら検討。